

第17回盛岡地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成21年3月2日(月)午前10時00分～午後0時00分

第2 開催場所

盛岡地方裁判所大会議室(5階)

第3 出席者

(委員)

伊藤紘基, 内田 浩, 大森紀代美, 川上博基, 川嶋静夫, 河辺邦博, 佐々木直人, 菅原唯夫, 田中寿生, 千田耕一, 西尾博子(五十音順, 敬称略)

(庶務)

今野盛岡簡裁裁判官, 大内地裁事務局長, 太田家裁事務局長, 本郷民事首席書記官, 鹿内刑事首席書記官, 大山地裁事務局次長, 山方家裁事務局次長, 藤原地裁総務課長, 畑山地裁総務課課長補佐, 石坂地裁庶務係長

第4 盛岡地方裁判所委員会議事

1 開会あいさつ(伊藤委員長)

2 配布資料の確認

3 前回開催テーマの補充説明

4 議事テーマ「民事調停について」の意見交換等

(1) 基本説明等

意見交換に先立ち, 次のとおり説明, ビデオ上映及び施設見学がなされた。

ア 開催テーマの選定

イ 手続案内ビデオの上映

ウ 統計表の説明

エ 民事調停の説明

オ 簡易裁判所調停の実情について

カ 施設見学

(2) 意見交換

議事テーマ等に関し, 概略, 次のような意見交換がなされた。

以下 が委員, が説明者(裁判所庶務)の発言

民事調停委員の数は, 岩手県内の総数が293人, うち男性が187人, 女性が106人で男女比が大体6対4である。平成15年には盛岡簡裁の民事調停事件が約4900件あり, 約70名の調停委員で処理に当たっていたが, 現在は, 調停事件数が当時と比べ減少しているため, 比較的余裕がある。

簡裁民事調停新受事件数の表を見ると, 水沢簡裁は盛岡簡裁に次いで2番目に事件数が多いが, 何か地域性のようなものがあるのか。

特に詳細な分析データはない。

当事者としての意見となるが、調停は待合室で待っている時間が長い。実際に交互に聞かれることが多く、30分ずつという目安があれば良いが、1時間や1時間半待たされることもあるので、長引きそうになったら、どちらかの調停委員から、あらかじめ待ち時間を教えてもらえるとよいと思う。

調停委員研修会の機会に、調停委員に対し、双方同じくらいの時間、話を聞くように言っている。ただ、ケースによっては、まずは片方から意見を聞かないと進まないケースもあるので、そのような場合の対応を今後考えていきたい。

当事者の中には、待合室で待っているときに、「誰々さん、何号調停室にお願いします。」と名前と呼ばれるのが嫌だという意見がある。盛岡の家事調停事件においては、番号札があるので、この点は解消されているが、民事調停ではまだ名前を呼んでいる。

最近は何件が少ないので、別の事件の当事者が待合室にいることはほとんどないと思うが、今後呼び方について検討したい。

事件によって担当する調停委員を調整することはあるのか。

当事者と顔見知りであるなど、事前の情報があれば、調整をしているし、また手続中に分った場合、その時点で対応している。

調停1期日の所要時間はどれくらいか。

大体2時間程度である。午前なら10時から正午まで、午後なら1時半から3時半などである。

調停成立までの回数や調停調書作成までの時間はどれくらいか。

調停成立までの回数については、ほとんどが1、2回で終わっている。例えば資料を整えるための準備期間や、お金の工面などの経済的な準備で期日を延ばしてほしいと言われるケース、また申立人だけ初回来てもらい、言い分が整理されたところで、相手方を次回呼ぶというケースなどもあるため、全ての事件が1期日で終わるということはない。

調停調書については、当事者からすぐに持ち帰りたいという要望があれば、すぐに作成し、交付している。午前中の事件で、午後には調書が作成されていることもある。

当事者は、最初から調停を申し立てるつもりで来庁する場合が多いのか、それとも、最初は訴訟のつもりで来庁したが、受付で調停を勧められるというケースがあるのか、受付段階でどのような対応をしているのか。

裁判所の手続案内では、訴訟を希望される方については訴訟手続の概要を説明している。ただ、訴訟をするにはそれなりの資料等が必要となるため、調停か訴訟かどちらかで迷ってる方の場合には、来庁者の話を聞く中で、調停の手続についても案内するケースもある。また、請求する金額によっては少額訴訟の手続についても案内する場合もある。

調停では本人と代理人とで、どちらの申立件数が多いか。

ほぼ100パーセントに近い割合が本人申立てである。代理人としては、司法書士又は弁護士が代理人が就いている。また、どうやったら勝てるかといった法律相談に来る人については、弁護士に相談するよう勧めている。

裁判所のリーフレットの配布先について聞きたい。

リーフレットは各市町村に配布したり、また、法の日週間行事や憲法週間行事等の各イベントでも配布している。

裁判所の相談窓口はどこにあるのか。

庁舎の1階にある。

裁判所に来る前に消費生活センターなどで解決されるケースもあるのか。

そのようなケースもある。ただ、業者などと話が見つからない場合には裁判所に来ることになる。消費生活センターでは、訪問販売などのトラブルも解決しており、裁判所からの勧めで消費生活センターを訪れる人もいる。

市の消費生活センターの他に財務事務所の中にも消費者のトラブルを処理しているところがあり、そこで裁判所を紹介されることもある。

裁判所が国民にとってより頼りになる、近い存在になってほしい。

裁判所の各リーフレットは裁判所の手続について分かりやすく書いているので、是非リーフレットを見ていただいて、裁判所の相談窓口に来ていただきたい。また、裁判所のウェブサイトの中でも幅広く手続の説明をしているので、見てもらいたい。

裁判所のリーフレットは、市町村にも配布している。

昨年11月25日から境界問題などにおける裁判外紛争解決制度（ADR）を土地家屋調査士会が弁護士会と連携して開設した。2か月間で10件を超える申立てがあったが、同制度を利用した方に、どこでこの制度を知ったのかについてアンケートをとったところ、新聞と答えた方が多かった。調停制度についても、新聞等に掲載するなどの広報をやってもよいのではないかと思う。

全国・仙台高裁管内簡裁民事訴訟新受事件数の表によると、盛岡が減っているのに、青森だけ急にこの2年間で倍増しているが、何か地域的な理由があるのか。法務局の筆界特定制度の利用についても青森が多い。県民性のようなものがあるのか。

盛岡で簡裁の民事訴訟事件が減っている大きな要因は大きな信販会社が撤退したことが要因と考えられるが、青森についての分析データは手元にない。

調停委員の任期及び年齢などについてうかがいたい。

任期については2年であり、70歳まで更新が可能である。

岩手県内の調停委員の年齢構成は、40代が約10人、50代が約100人、60代が約170人、70代が約10人である。40代の方は医師、一級建築士、不動産鑑定士など、資格を持つ方が多く、大半は50代から60代である。

第5 次回委員会について

地裁委員会は7月中旬ころに開催することとし、具体的な開催日時及び開催テーマについては、確定次第、庶務担当から委員に対し通知することとした。

第6 閉会

以上